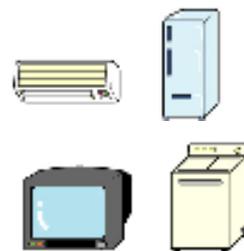


家電4品目の処分方法について

家電リサイクル法の対象となる家電製品

(エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・テレビ・洗濯機・衣類乾燥機)

については、以下のいずれかの方法で処分を行ってください。



処分方法① 新しい製品に買い替える場合

購入するお店で引き取ってもらえます。

収集料金等については、お店に直接お問い合わせください。

処分方法② 廃棄のみの場合

(1) 購入したお店がわかる場合

購入したお店で引き取ってもらえます。

収集料金等については、お店に直接お問い合わせください。

(2) 自ら指定引取場所に持ち込む場合

最寄りの郵便局でリサイクル券を購入し、処分する家電と一緒に家電リサイクル券を持って、下記の指定引取場所に持ち込んでください。

※メーカーや種類、大きさによりリサイクル料金が異なるため、販売店や郵便局で直接ご確認ください。

【指定引取場所】

業者名	住所	電話番号
延岡ダイキュー運輸株式会社	延岡市土々呂町 6 丁目 2923 番地	0982-37-6431

(3) 購入したお店がわからない、営業していない、引っ越し等で遠方にある場合

以下の収集運搬許可業者で引き取ってもらえます。

収集運搬料金等については、回収依頼業者に直接お問い合わせください。

【収集運搬許可業者一覧】

業者名	住所	電話番号
有限会社 幸進社	門川町大字川内 7870-1	0982-63-6450
有限会社 クリーン日向	日向市大字富高字荒平 5961 番地 1	0982-53-3109